

令和 8 年度市民税・県民税申告書の書き方

マイナンバーカードをお持ちの方は、市民税・県民税の電子申告をご利用いただけます。



詳細はこちらから

この書き方をよくお読みになった上で申告していただきますようお願いします。

所得税の確定申告義務がある方は、市民税・県民税申告書ではなく、所得税の確定申告書を税務署へ提出してください。

申告の必要な方

令和 8 年 1 月 1 日時点で草津市内に居住していた方（令和 8 年 1 月 2 日以降に草津市外へ転出された方を含みます）で、以下に当てはまる方

1. 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定および各種福祉関係の助成制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居等のために、令和 7 年中の所得を証明する必要がある方 ※特に国民健康保険に加入されている世帯の方や後期高齢者医療制度に加入されている方は必ず申告書を提出してください。扶養に入っている場合や、所得が 0 円である場合であっても非課税証明書等の発行には申告が必要です。	前年中の所得が 0 円である場合は、申告書上部にある個人の特定に必要な情報欄を記入の上、「2 所得金額」の「合計⑫」欄に「0」と記入して申告してください。
2. 営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得があった方 〔収入金額から必要経費を除いた金額を所得といい、所得金額が 1 円以上 2 0 万円以下である場合、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。〕	所得金額の計算に必要な収支内訳書、分離課税用申告書等を申告書 3 枚目の添付台紙に添付してください。様式については、草津市のホームページまたは税務課市民税係にあります。
3. 2 か所以上で働いていた、途中で退職したなどの理由で年末調整されなかった給与があった方 〔年末調整されなかった給与収入額と、その他所得の合計が 1 円以上 2 0 万円以下である場合、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。〕	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を申告書 3 枚目の添付台紙に貼り付けるなどして添付してください。
4. 年末調整以外で、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする方	
5. 日給によって給与収入があり源泉徴収票を交付されていない人、また勤務先から草津市に対して給与支払報告書が提出されていない方	源泉徴収票がない方は、申告書 1 枚目裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月別の収入金額および勤務先等を記載してください。

★市県民税申告書は 3 枚複写となっていますので、郵送される方は、申告書の 2 枚目（複写）を本人控えとして保管していただき、1 枚目および控除証明書などの関係資料を貼り付けた 3 枚目を郵送してください。なお、本人控えに受付印の必要な方は、申告書の 2 枚目と共に返信先を記入して切手を貼った返信用封筒を同封頂ければ、受付印を押印の上、返送いたします。

★申告書 1 枚目裏面の「13 事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、滋賀県南部県税事務所（TEL 077-567-5407、FAX 077-566-0439）までお願いします。

★平成 29 年度市県民税申告書から「個人番号」欄が設けられています。個人番号の記載漏れ、記載誤りがないよう注意してください。

申告をしなくてもよい方

- 令和 7 年分の所得税の確定申告をした方
- 令和 7 年中の所得が給与所得のみで、勤務先から草津市に給与支払報告書が提出されている方
- 令和 7 年中の所得が公的年金収入のみで、その収入金額（支払金額）が下記の条件を満たす方【市県民税が非課税になるため】
 - 昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ（65 歳以上）で、公的年金収入金額が 1,515,000 円以下の方
 - 昭和 36 年 1 月 2 日以降生まれ（65 歳未満）で、公的年金収入金額が 1,015,000 円以下の方（公的年金については、支払われた金額に関わらず、年金支払者から「公的年金支払報告書」が草津市に提出されます。ただし、障害年金・遺族年金は除きます。また、草津市外から転入された等の理由により、年金支払者の把握する受給者の住所が草津市外であるために収入金額について正しく把握できない場合があります。その場合は、ご本人に市県民税申告書の提出をお願いすることがございますのでご了承ください）
- 年間所得が 41.5 万円以下で、市内に居住する方の扶養親族になっている方（年末調整や確定申告を通じて税法上の被扶養者の届がされている場合に限る）

申告書の提出先

草津市役所 税務課市民税係[1階・9番窓口]（添付書類が揃っているものは郵送でも可）

申告に必要なもの

- ①令和 8 年度市県民税申告書 ②源泉徴収票または給与支払者の支払証明書 ③各種控除証明書（医療費、生命保険料等）
④事業所得（営業、農業、不動産等）のある人は収支内訳書 ⑤本人確認書類（マイナンバー（個人番号）カード、免許証等）

申告書(1 枚目)	複写控え(2 枚目)	※複写に受付印が必要な場合 返信用封筒に切手とご住所を記載の上、申告書類、複写控えと一緒に郵送してください	源泉徴収票、控除証明書など 申告する内容に応じて添付してください	添付台紙(3 枚目) 添付書類がある場合台紙としてご利用ください
-----------	------------	--	---	---

お問い合わせ先

草津市総務部税務課市民税係[1 階・9 番窓口]

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL:077-561-2309 FAX:077-561-2479

e-mail: zeimu@city.kusatsu.lg.jp



収支内訳書はこちらからダウンロードできます



申告書はこちらからダウンロードできます

1.収入金額に関する事項

①

草津市ホームページから申告書の作成や税額を試算することができます。
詳しくは「個人住民税税額シミュレーションシステム」ページをご覧ください。

草津市 税額試算



- 収入金額…令和 7 年中に収入することの確定した金額を記入してください。
- 必要経費…収入を得るために必要なものに限られます。日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費を差し引いた金額を記入してください。ただし、給与収入については給与所得控除額、公的年金収入については、公的年金等控除額が定められていますので、それぞれ差し引いた金額を記入してください

収 入 の 種 別	記 載 欄	記載する内容
営 業 等	ア	販売業、飲食店業などから生じる収入金額または自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等)などから生じる収入金額(農業以外の事業から生じる収入)を記入してください。
農 業	イ	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる収入金額を記入してください。 ただし、生産した農産物等を市場に流通させていない場合、事業には当たらないため記載する必要はありません。
不 動 産	ウ	地代、家賃、借地権設定などから生じる収入金額を記入してください。
利 子	エ	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による収入金額を記入してください。ただし、次の所得については課税されませんから、申告する必要はありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2)所得税で非課税とされる少額預金などの利子所得
配 当	オ	(1)上場株式に係る配当(発行済株式総数等の3%以上を保有する大口株主等を除く) 市・県民税5%の源泉徴収がある場合、申告不要です。(ただし、申告することにより総合課税で配当控除を受けることや、申告分離課税のいずれかを選択できます。) ※所得税と同じ課税方式とするため、確定申告が必要です。 (2)非上場株式の配当および大口株主等に対する配当は、金額の多少にかかわらず申告が必要です。申告により配当控除を適用し、総合課税となります。 申告分離課税は選択できません。
給 与	カ	給与、賃金、賞与などを記入して下さい。「令和 7 年分給与所得の源泉徴収票」を添付してください。 ※「子ども・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除」を適用する場合は、「給与(カ)」の区分欄に「1」を、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する給与所得調整控除」を適用する場合は「2」を、両方に該当する場合は「3」を記入してください。
公 的 年 金	キ	公的年金等(恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除きます)から生じる収入金額を記載してください。「令和 7 年分公的年金等の源泉徴収票」を添付してください。
業 務	ク	業務にかかる収入のうち、副業にかかる収入や営利を目的とした継続的な収入を記入してください。 (例)原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリングエコノミーなどの副収入
そ の 他	ケ	公的年金等や業務以外の雑所得に該当するものを記入してください。 (例)生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引による収入など
総 合 譲 渡	コ サ	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による収入金額を記入してください。 長期譲渡(コ)に該当するもの…5年を超える期間にわたって保有していたものを譲渡した場合 短期譲渡(サ)に該当するもの…保有期間が5年以内で譲渡した場合
一 時	シ	生命保険、郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当選金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な収入金額を記入してください。

2.所得金額に関する事項（申告書の 1 枚目裏面の明細も記入してください）

②

- 営業所得、農業所得、不動産所得を申告される場合、収支内訳書によりご自身で収入金額と必要経費から所得金額を計算いただく必要があります。申告書に収支内訳書を添付してください。

収 入 の 種 別	記 載 欄	記載する内容																							
営 業 等	①	対応する収入欄(ア)～(オ)から必要経費を差し引いた金額をそれぞれ記入してください。																							
農 業	②																								
不 動 産	③																								
利 子	④																								
配 当	⑤																								
給 与	⑥	所得は(収入金額－必要経費等)で求めますが、給与所得は次の表により計算します。 <table><tr><th colspan="2">給与等の収入金額の合計</th><th rowspan="2">給与所得金額</th></tr><tr><th>から</th><th>まで</th></tr><tr><td>0円</td><td>650,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>651, 000円</td><td>1,899,999円</td><td>(給与等の収入金額の合計)－65万円</td></tr><tr><td>1,900,000 円</td><td>3,599,999 円</td><td>(A)×4×70%－8 万円</td></tr><tr><td>3,600,000 円</td><td>6,599,999 円</td><td>(A)×4×80%－44 万円</td></tr><tr><td>6,600,000 円</td><td>8,499,999 円</td><td>(給与等の収入金額の合計)×90%-110 万円</td></tr><tr><td>8,500,000 円以上</td><td></td><td>(給与等の収入金額の合計)－195 万円</td></tr></table> 注:表中(A)とは給与等の収入金額の合計を 4 で除して、千円未満の端数を切捨てた金額です。	給与等の収入金額の合計		給与所得金額	から	まで	0円	650,999円	0円	651, 000円	1,899,999円	(給与等の収入金額の合計)－65万円	1,900,000 円	3,599,999 円	(A)×4×70%－8 万円	3,600,000 円	6,599,999 円	(A)×4×80%－44 万円	6,600,000 円	8,499,999 円	(給与等の収入金額の合計)×90%-110 万円	8,500,000 円以上		(給与等の収入金額の合計)－195 万円
給与等の収入金額の合計		給与所得金額																							
から	まで																								
0円	650,999円	0円																							
651, 000円	1,899,999円	(給与等の収入金額の合計)－65万円																							
1,900,000 円	3,599,999 円	(A)×4×70%－8 万円																							
3,600,000 円	6,599,999 円	(A)×4×80%－44 万円																							
6,600,000 円	8,499,999 円	(給与等の収入金額の合計)×90%-110 万円																							
8,500,000 円以上		(給与等の収入金額の合計)－195 万円																							

収 入 の 種 別	記 載 欄	記載する内容																																																	
公 的 年 金	⑦	(キ)から下表の公的年金等控除額を差し引いた金額を記入してください。																																																	
		公的年金等にかかる雑所得 = A × B - C																																																	
		<table><tr><th colspan="2">公的年金等の収入金額の合計(A)</th><th rowspan="3">割合(B)</th><th colspan="3">控除額(C)</th></tr><tr><th rowspan="2">以上</th><th rowspan="2">以下</th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1千万円以下</th><th>1千万円超2千万円以下</th><th>2千万円超</th></tr><tr><td colspan="2">1,299,999 円以下</td><td>100%</td><td>600,000 円</td><td>500,000 円</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1,300,000 円</td><td>4,099,999 円</td><td>75%</td><td>275,000 円</td><td>175,000 円</td><td>75,000 円</td></tr><tr><td>4,100,000 円</td><td>7,699,999 円</td><td>85%</td><td>685,000 円</td><td>585,000 円</td><td>485,000 円</td></tr><tr><td>7,700,000 円</td><td>9,999,999 円</td><td>95%</td><td>1,455,000 円</td><td>1,355,000 円</td><td>1,255,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">10,000,000 円超</td><td>100%</td><td>1,955,000 円</td><td>1,855,000 円</td><td>1,755,000 円</td></tr></table>	公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)			以上	以下	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超	1,299,999 円以下		100%	600,000 円	500,000 円	400,000 円	1,300,000 円	4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円	4,100,000 円	7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円	7,700,000 円	9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円	10,000,000 円超		100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円					
		公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)		控除額(C)																																													
		以上	以下			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																													
					1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超																																												
		1,299,999 円以下		100%	600,000 円	500,000 円	400,000 円																																												
		1,300,000 円	4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円																																												
		4,100,000 円	7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円																																												
		7,700,000 円	9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円																																												
		10,000,000 円超		100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円																																												
		昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人(65 歳以上の方)																																																	
		<table><tr><th colspan="2">公的年金等の収入金額の合計(A)</th><th rowspan="3">割合(B)</th><th colspan="3">控除額(C)</th></tr><tr><th rowspan="2">以上</th><th rowspan="2">以下</th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1千万円以下</th><th>1千万円超2千万円以下</th><th>2千万円超</th></tr><tr><td colspan="2">3,299,999 円以下</td><td>100%</td><td>1,100,000 円</td><td>1,000,000 円</td><td>900,000 円</td></tr><tr><td>3,300,000 円</td><td>4,099,999 円</td><td>75%</td><td>275,000 円</td><td>175,000 円</td><td>75,000 円</td></tr><tr><td>4,100,000 円</td><td>7,699,999 円</td><td>85%</td><td>685,000 円</td><td>585,000 円</td><td>485,000 円</td></tr><tr><td>7,700,000 円</td><td>9,999,999 円</td><td>95%</td><td>1,455,000 円</td><td>1,355,000 円</td><td>1,255,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">10,000,000 円超</td><td>100%</td><td>1,955,000 円</td><td>1,855,000 円</td><td>1,755,000 円</td></tr></table>						公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)			以上	以下	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超	3,299,999 円以下		100%	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円	3,300,000 円	4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円	4,100,000 円	7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円	7,700,000 円	9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円	10,000,000 円超		100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円
		公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)																																														
		以上	以下		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																														
1千万円以下	1千万円超2千万円以下				2千万円超																																														
3,299,999 円以下		100%	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円																																														
3,300,000 円	4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円																																														
4,100,000 円	7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円																																														
7,700,000 円	9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円																																														
10,000,000 円超		100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円																																														
業 務	⑧	対応する収入欄(ク)(ケ)から必要経費を差し引いた金額をそれぞれ記入してください。																																																	
そ の 他	⑨																																																		
⑦ ～ ⑨ ま で の 合 計	⑩	⑦、⑧、⑨の合計を記入してください。合計が 0 以下になる場合は0と記入してください。																																																	
総 合 譲 渡 ・ 一 時	⑪	対応する収入欄(コ)～(シ)から必要経費を差し引いた金額をそれぞれ記入してください。総合譲渡・一時所得から差し引ける「特別控除額」は通常 50 万円ですが、収用があった場合などには追加の特例控除を受けることができます。																																																	
合 計	⑫	①～⑥、⑩、⑪を足し合わせた金額を記入してください。																																																	

3.4. 所得から差し引かれる金額に関する事項

③

④

- 配偶者（特別）控除、扶養控除、特定親族特別控除を受けようとする場合は、対象となる親族の氏名、生年月日、個人番号について必ず記入してください。親族が草津市外に居住している場合は、1 枚目裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に個人番号、住所を記入してください。
- 海外に居住する親族の扶養控除を受けようとする場合、「親族関係証明書」や「送金関係書類」が必要となる場合があります。
- ひとり親控除や夫との死別以外の事由で寡婦控除を受けようとする場合には、扶養親族についても記入してください。

控 除 の 種 別	記 載 欄	計算方法・控除額																								
社 会 保 険 料 控 除	⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和 7 年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険税、各種社会保険料(後期高齢者医療、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険など)です。ただし、配偶者の公的年金から天引きされている社会保険料については、その夫または妻の申告で社会保険料控除の対象とはなりません。																								
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	⑭	あなたが令和 7 年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)または市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。																								
生 命 保 険 料 控 除	⑮	あなたが令和 7 年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料および、介護医療保険契約の保険料を支払った場合、また、あなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。新一般生命保険料、旧一般生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 <table><tr><th colspan="2">〔新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料〕(平成24年1月1日以降契約締結分)【表1】</th><th colspan="2">〔旧一般生命保険料、旧個人年金保険料〕(平成 23 年 12 月 31 日以前契約締結分)【表2】</th></tr><tr><th>年 間 の 支 払 保 険 料 等</th><th>控 除 額</th><th>年 間 の 支 払 保 険 料 等</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払保険料等の全額</td><td>15,000 円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料等×1/2+ 6,000 円</td><td>15,000 円超40,000 円以下</td><td>支払保険料等×1/2+ 7,500 円</td></tr><tr><td>32,000 円超 56,000 円以下</td><td>支払保険料等×1/4 +14,000 円</td><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料等×1/4 +17,500 円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律 28,000 円</td><td>70,000 円超</td><td>一律 35,000 円</td></tr></table> ・新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額はそれぞれ次のA及びBの金額の合計額(上限28,000円)になります。なお、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は70,000円です。 A. 新契約の支払保険料については、上記【表1】により計算した金額、B. 旧契約の支払保険料については、上記【表2】により計算した金額	〔新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料〕(平成24年1月1日以降契約締結分)【表1】		〔旧一般生命保険料、旧個人年金保険料〕(平成 23 年 12 月 31 日以前契約締結分)【表2】		年 間 の 支 払 保 険 料 等	控 除 額	年 間 の 支 払 保 険 料 等	控 除 額	12,000 円以下	支払保険料等の全額	15,000 円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+ 6,000 円	15,000 円超40,000 円以下	支払保険料等×1/2+ 7,500 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4 +14,000 円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4 +17,500 円	56,000円超	一律 28,000 円	70,000 円超	一律 35,000 円
〔新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料〕(平成24年1月1日以降契約締結分)【表1】		〔旧一般生命保険料、旧個人年金保険料〕(平成 23 年 12 月 31 日以前契約締結分)【表2】																								
年 間 の 支 払 保 険 料 等	控 除 額	年 間 の 支 払 保 険 料 等	控 除 額																							
12,000 円以下	支払保険料等の全額	15,000 円以下	支払保険料等の全額																							
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+ 6,000 円	15,000 円超40,000 円以下	支払保険料等×1/2+ 7,500 円																							
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4 +14,000 円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4 +17,500 円																							
56,000円超	一律 28,000 円	70,000 円超	一律 35,000 円																							
地 震 保 険 料 控 除	⑯	あなたが、令和 7 年中に、地震保険料、旧長期損害保険料(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等)に基づいて保険料の支払いを行うもの)を支払った場合、地震保険料控除を受けることができます。 <table><tr><th>年 間 の 地 震 保 険 料</th><th>控 除 額</th><th>年 間 の 旧 長 期 損 害 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>50,000 円以下</td><td>支払保険料等×1/2</td><td>5,000 円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000 円</td><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払保険料等×1/2+ 2,500 円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,000円超</td><td>10,000 円</td></tr></table> ・地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、控除限度額25,000円) ・一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方の契約区分を選択して控除額を計算します。 ※旧長期損害保険：保険期間が 10 年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険で平成 18 年 12 月 31 日以前の保険始期のもの	年 間 の 地 震 保 険 料	控 除 額	年 間 の 旧 長 期 損 害 保 険 料	控 除 額	50,000 円以下	支払保険料等×1/2	5,000 円以下	支払保険料等の全額	50,000円超	25,000 円	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料等×1/2+ 2,500 円			15,000円超	10,000 円								
年 間 の 地 震 保 険 料	控 除 額	年 間 の 旧 長 期 損 害 保 険 料	控 除 額																							
50,000 円以下	支払保険料等×1/2	5,000 円以下	支払保険料等の全額																							
50,000円超	25,000 円	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料等×1/2+ 2,500 円																							
		15,000円超	10,000 円																							
寡 婦 控 除	⑰	あなたが令和 7 年 12 月 31 日現在で次の全てに該当し、ひとり親控除に該当しない場合、26万円の控除を受けることができます。 (1)夫と死別しているか、夫と離婚した後婚姻していない、または夫の生死が明らかでなく、かつ子以外の総所得金額が58 万円以下の扶養親族を有すること (2)令和7年中の合計所得額が 500 万円以下であること (3)あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと																								

控 除 の 種 別	記 載 欄	計算方法・控除額																																																						
ひ と り 親 控 除	⑱	あなたが令和 7 年 12 月 31 日現在で次のすべてに該当する場合、30 万円の控除を受けることができます。 (1)婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人かつ、生計を一にしている子(総所得金額等が 58 万円以下の者)を有する (2)令和 7 年中の合計所得金額が 500 万円以下であること (3)あなたと事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の者がいないこと																																																						
勤 労 学 生 控 除	⑲	令和 7 年 12 月 31 日現在あなたが学生、生徒、児童に該当し、自己の勤労に基づく給与所得等(事業・給与・退職所得又は雑所得)があり、令和 7 年中の合計所得金額が 85 万円以下(うち勤労に基づかない所得の合計額が 10 万円以下)の場合に 26 万円の控除を受けることができます。																																																						
障 害 者 控 除	⑳	令和 7 年 12 月 31 日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき 26 万円(ただし、これらの者が特別障害者の場合は、1人につき 30 万円、同居特別障害者の場合は、1人につき 53 万円)の障害者控除を受けることができます。 <table><tr><td></td><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1 級・2 級</td><td>A</td><td>1 級</td><td>特別項症から第3項症</td></tr><tr><td>その他障害者</td><td>3級以下</td><td>B</td><td>2級・3級</td><td>第4項症以下</td></tr></table> ※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります。		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1 級・2 級	A	1 級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級以下	B	2級・3級	第4項症以下																																							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																																																				
特別障害者	1 級・2 級	A	1 級	特別項症から第3項症																																																				
その他障害者	3級以下	B	2級・3級	第4項症以下																																																				
配 偶 者 控 除	㉑	あなたに次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する方(控除対象配偶者)がいる場合の控除 (1) 令和7年 12 月 31 日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている (2) 令和7年中の合計所得金額が58 万円以下である (3) 青色申告者又は白色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない <table><tr><td></td><td colspan="4">納税義務者の合計所得</td></tr><tr><td></td><td>900万円以下</td><td>950万円以下</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="2">適用なし</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> ※控除対象配偶者のうち 70 歳以上(昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれ)の人は老人控除対象配偶者となります。		納税義務者の合計所得					900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超	一般	33万円	22万円	11万円	適用なし	老人	38万円	26万円	13万円																																			
	納税義務者の合計所得																																																							
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超																																																				
一般	33万円	22万円	11万円	適用なし																																																				
老人	38万円	26万円	13万円																																																					
配 偶 者 特 別 控 除	㉒	あなたの令和7年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族とされた配偶者および事業専従者を除く)の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円以下のとき、以下の表の配偶者特別控除を受けることができます。 なお、配偶者特別控除は控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません。 <table><tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="4">納税義務者の合計所得金額(給与収入のみの場合の収入金額)</td></tr><tr><td colspan="2">900 万円以下</td><td>950 万円以下</td><td>1,000 万円以下</td></tr><tr><td colspan="2">(1,095 万円以下)</td><td>(1,145 万円以下)</td><td>(1,195 万円以下)</td></tr><tr><td rowspan="8">(給与収入のみの場合の収入金額)</td><td>100 万円以下</td><td>(165 万円以下)</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td rowspan="2">11 万円</td></tr><tr><td>105 万円以下</td><td>(170 万円以下)</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>110 万円以下</td><td>(175 万円以下)</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9 万円</td></tr><tr><td>115 万円以下</td><td>(180 万円以下)</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7 万円</td></tr><tr><td>120 万円以下</td><td>(185 万円以下)</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>125 万円以下</td><td>(190 万円以下)</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td><td>4 万円</td></tr><tr><td>130 万円以下</td><td>(197 万 1,999 円以下)</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>133 万円以下</td><td>(201 万 5,999 円以下)</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1 万円</td></tr></table>			納税義務者の合計所得金額(給与収入のみの場合の収入金額)				900 万円以下		950 万円以下	1,000 万円以下	(1,095 万円以下)		(1,145 万円以下)	(1,195 万円以下)	(給与収入のみの場合の収入金額)	100 万円以下	(165 万円以下)	33 万円	22 万円	11 万円	105 万円以下	(170 万円以下)	31 万円	21 万円	110 万円以下	(175 万円以下)	26 万円	18 万円	9 万円	115 万円以下	(180 万円以下)	21 万円	14 万円	7 万円	120 万円以下	(185 万円以下)	16 万円	11 万円	6 万円	125 万円以下	(190 万円以下)	11 万円	8 万円	4 万円	130 万円以下	(197 万 1,999 円以下)	6 万円	4 万円	2 万円	133 万円以下	(201 万 5,999 円以下)	3 万円	2 万円	1 万円
		納税義務者の合計所得金額(給与収入のみの場合の収入金額)																																																						
		900 万円以下			950 万円以下	1,000 万円以下																																																		
		(1,095 万円以下)		(1,145 万円以下)	(1,195 万円以下)																																																			
(給与収入のみの場合の収入金額)	100 万円以下	(165 万円以下)	33 万円	22 万円	11 万円																																																			
	105 万円以下	(170 万円以下)	31 万円	21 万円																																																				
	110 万円以下	(175 万円以下)	26 万円	18 万円	9 万円																																																			
	115 万円以下	(180 万円以下)	21 万円	14 万円	7 万円																																																			
	120 万円以下	(185 万円以下)	16 万円	11 万円	6 万円																																																			
	125 万円以下	(190 万円以下)	11 万円	8 万円	4 万円																																																			
	130 万円以下	(197 万 1,999 円以下)	6 万円	4 万円	2 万円																																																			
	133 万円以下	(201 万 5,999 円以下)	3 万円	2 万円	1 万円																																																			
扶 養 控 除	㉓	あなたに扶養親族がある場合には、年齢により扶養控除を受けることができます。扶養親族とは、令和7年 12 月 31 日現在であなたと生計を一にする配偶者や親族で、令和7年中の合計所得金額が58 万円以下の人です。年の途中で死亡された人は含みますが、事業専従者は含みません。 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>控除額</td></tr><tr><td colspan="2">年少扶養(平成 22 年 1 月2日以降に生まれた人)</td><td>0 円(※1)</td></tr><tr><td colspan="2">一般扶養(昭和 31 年 1 月2日～平成 15 年 1 月 1 日、平成 19 年 1 月 2 日～平成22年 1 月 1 日に生まれた人)</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">老人扶養(昭和 31 年1月 1 日以前に生まれた人)</td><td>380,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">同居老親等(※2)</td><td>450,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">特定扶養(平成15年 1 月2日～平成19年 1 月 1 日に生まれた人)</td><td>450,000 円</td></tr></table> (※1)年少扶養について控除額はありませんが、扶養親族数として数えられ、非課税の判定や各種給付等の算定に用います。 (※2)老人扶養親族のうち、当該納税義務者またはその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、当該納税義務者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人	区 分		控除額	年少扶養(平成 22 年 1 月2日以降に生まれた人)		0 円(※1)	一般扶養(昭和 31 年 1 月2日～平成 15 年 1 月 1 日、平成 19 年 1 月 2 日～平成22年 1 月 1 日に生まれた人)		330,000 円	老人扶養(昭和 31 年1月 1 日以前に生まれた人)		380,000 円	同居老親等(※2)		450,000 円	特定扶養(平成15年 1 月2日～平成19年 1 月 1 日に生まれた人)		450,000 円																																				
区 分		控除額																																																						
年少扶養(平成 22 年 1 月2日以降に生まれた人)		0 円(※1)																																																						
一般扶養(昭和 31 年 1 月2日～平成 15 年 1 月 1 日、平成 19 年 1 月 2 日～平成22年 1 月 1 日に生まれた人)		330,000 円																																																						
老人扶養(昭和 31 年1月 1 日以前に生まれた人)		380,000 円																																																						
同居老親等(※2)		450,000 円																																																						
特定扶養(平成15年 1 月2日～平成19年 1 月 1 日に生まれた人)		450,000 円																																																						
特 定 親 族 特 別 控 除	㉔	あなたと生計を一にする特定親族(平成15年 1 月2日～平成19年 1 月 1 日生まれで、他の者の扶養親族とされたもの、事業専従者を除く)の合計所得金額が 58 万円を超え 123万円以下のとき、以下の表の特定親族特別控除を受けることができます。なお、特定親族特別控除は扶養親族としては扱われません。 <table><tr><td>扶養親族の合計所得金額</td><td>(給与収入のみの場合の収入金額)</td><td>納税義務者の 特定親族特別控除</td></tr><tr><td>58 万円超 95 万円以下</td><td>(123 万円超 160 万円以下)</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>95 万円超 100 万円以下</td><td>(160 万円超 165 万円以下)</td><td>41 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>(165 万円超 170 万円以下)</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>(170 万円超 175 万円以下)</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>(175 万円超 180 万円以下)</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>(180 万円超 185 万円以下)</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>120 万円超 123 万円以下</td><td>(185 万円超 188 万円以下)</td><td>3 万円</td></tr></table>	扶養親族の合計所得金額	(給与収入のみの場合の収入金額)	納税義務者の 特定親族特別控除	58 万円超 95 万円以下	(123 万円超 160 万円以下)	45 万円	95 万円超 100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円	100 万円超 105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円	105 万円超 110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円	110 万円超 115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円	115 万円超 120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円	120 万円超 123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円																														
扶養親族の合計所得金額	(給与収入のみの場合の収入金額)	納税義務者の 特定親族特別控除																																																						
58 万円超 95 万円以下	(123 万円超 160 万円以下)	45 万円																																																						
95 万円超 100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円																																																						
100 万円超 105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円																																																						
105 万円超 110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円																																																						
110 万円超 115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円																																																						
115 万円超 120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円																																																						
120 万円超 123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円																																																						
基 礎 控 除	㉕	<table><tr><td colspan="4">合計所得金額</td></tr><tr><td>2,400 万円以下</td><td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td><td>2,500 万円超</td></tr><tr><td>43 万円</td><td>29万円</td><td>15万円</td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額				2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超	43 万円	29万円	15万円	適用なし																																										
合計所得金額																																																								
2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超																																																					
43 万円	29万円	15万円	適用なし																																																					
雑 損 控 除	㉖	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(令和7年中の総所得金額等が58万円以下の者に限る。)が令和7年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財などに損害を受けた金額が一定額を超える場合に、雑損控除を受けることができます。 雑損控除額は、(1)損害金額－保険金などで補てんされる金額－総所得金額等×10%の額、(2)災害関連支出の金額－5万円、のいずれか多い金額です。																																																						
医 療 費 控 除	㉗	あなたが令和7年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものおよび介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから払戻しを受けた金額などを記入してください。 医療費控除額は、支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を引いたもの)－総所得金額等×5%(ただし、10 万円を超える場合は 10 万円)の額です。〔最高限度額 200 万円〕																																																						
合 計	㉘	⑬～㉗の合計額を記入してください。																																																						